○標準貨物自動車運送約款（最終改正　令和六年　国土交通省告示第五百七十五号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務
第一節　運送の申込み及び引受（第六条・第十七条）
第二節　運送の申込み及び引受に関する通則（第十八条・第二十四条）
第三節　貨物の受取及び引渡し（第二十五条・第三十一条）
第四節　運賃、料金等（第三十二条・第三十八条）
第五節　貨物の積込み及び引受（第三十九条・第四十三条）
第六節　積付け（第四十四条・第四十七条）
第七節　運搬装置（第四十八条・第五十二条）
第八節　責任（第五十三条・第五十七条）
第九節　連絡運搬（第五十八条・第六十条）
第三章　積込み及び取卸し等（第六十一条・第六十四条）
第四章　雑則（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送事業を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めない事項については、法令又は一般慣習によります。

2　当店は前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウエブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウエブサイトに掲載します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受ける順序によります。

ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

1　発送期間　貨物を受け取った日を含む二日

2　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

3　集配期間　集貨及び配達を行う場合に限ります。

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときには、これをもって延着とします。

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

1　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

2　貨物の品名、品質及び重量又は容積

3　集貨先及び配達先又は発送地及び到着地（以下「集配地」という。）

4　集配地の種類及び種別

5　集配先及び配達先又は発送地及び到着地の住所、アパートその他建物建築物にあっては、その名称及び電話番号又は携帯電話番号

6　荷造りの種類及び個数

7　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

8　荷造品について、貨物の種類及び価額

9　第六十一条に規定する貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

10　第六十二条に規定する貨物の荷造りを委託するときは、その旨

11　運送保険に付することを委託するときは、その旨

12　特約約事項があるときは、その旨

13　本条第一項の内容について承諾する旨

14　その他その貨物の運送に関し必要な事項

当店で定めるもの

以下同じ。）による運送の申込み方法を定めているときは、前項の運送申込書の提出に代えて、当該運送申込書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、当店運送申込書を提出したものとみなします。

2　前項の規定により提供する事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達又は発送及び到着の予定日時

二　運賃、料金等の額

3　当店は、あらかじめ申込者の承諾を得て、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することがあります。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合の上で、これを点検することがあります。

3　当店は、その運送にあたり点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者の同意を得て、その立合いの上で、これを点検することがあります。

4　当店は、前項の規定により点検をした場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（運賃の拠点）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受を拒絶することがあります。

1　当該運送の申込方式、運賃の計算方法、荷造の方法、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるとき。

2　前項第二号の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、これにより生じた損害の賠償をします。

3　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、その旨を申込者に通知し、その貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、当店は、当該運送引受書を交付しないことがあります。

（運送の拠点）

第十条　当店は、荷造人によって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

（荷造り）

第十一条　荷造人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の機関等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

1　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

2　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷受人が書面により荷受人の承諾を得たときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第十二条　荷受人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。

一　荷受人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　荷受人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）

第十三条　当店は、動物又その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次の事項を通知することがあります。

1　当店における貨物の運送に関する事項

2　当店は、前項の利用運送を行うときには、第三十三条第一項の運賃料金等に定める利用運送に係る事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（利用運送及び利用運送手数料）

第十四条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。この場合において、当店は、あらかじめ、荷送人に当該貨物自動車運送事業者の商号又は名称等を通知します。

2　当店は、前項の利用運送を行うときには、第三十三条第一項の運賃料金等に定める利用運送に係る手数料を収受します。

3　特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を収受します。

4　第一項の通知を行わなかった運送について、当店の責任により利用運送を行う場合があります。

この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積付け

（積付け）

第十八条　貨物の積付は、当店の責任において行います。

2　シート・ローズ、建木、台木、充てん材その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

（受取及び引渡し）

第十九条　当店は、運送申込書に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取ります。運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等による引き渡し）

第二十条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

1　荷受人が貨物の受取を拒んだ場合　その引渡先をおいて同居者、従業員又はこれに準ずる者

2　荷受人が貨物を受取ることができない場合　その営業のため当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する貨物を引き渡します。

（指図の確否）

第二十一条　当店は、荷受人を確知することができない場合には、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

2　当店は、受取人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、受取人に対し、相当の期間を定め、その期間経過後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（荷送人に対する通知）

第二十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付を受けて、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）

第二十四条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十二条第二項の場合には、その貨物も供託します。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の売託）

第二十五条　当店は、第二十二条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求められた場合において、荷送人がその指図の内容が厳数又は大変質しやすいものであって、第二十一条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な価格で売却することがあります。

2　当店は、第一項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（事故の際の措置）

第二十六条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1　貨物の著しい減失、損傷その他の損害を発見したとき。

2　当店は、相当の期間、当該運送を中断することができないときは、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険貨物の処分）

第二十七条　当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることがあります。

2　前項の規定による通知及び明記の取卸し、破棄その他の処分に関して生じた費用は、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときまでの運賃、料金等の額とします。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（前項の通知の発行）

第二十八条　当店は、前項の通知を発行するときまでに、荷送人又は荷受人の目的とする行為に関し、必要な証明書を発行します。

2　前項の通知の発行に関し照明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

（第二十八条の適用）

第二十九条　当店は、当該貨物の引渡しの日以降において、発行するものとします。

（荷造人の責任）

第三十条　当店は、荷造人が荷造をしたことにより貨物に生じた損害について、荷造人に対し、その賠償を請求することがあります。

2　前項の規定により当店が荷造人に対して請求することができる損害賠償の額は、その貨物の価額を限度とします。

（運賃、料金等）

第三十一条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止事務費を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した運賃子宮日時の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りでありません。

2　運送引受書に記載した運賃子宮日時の前々日以降に中止の指図をしたとき当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二手数料を収受します。

3　特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を収受します。

4　第一項の通知を行わなかった運送について、当店の責任により利用運送を行う場合があります。

この場合において、利用運送に係る手数料は収受しません。

第三節　積込み及び取卸し等

（積込み又は取卸し等）

第二十二条　当店は、運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等による引き渡し）

第二十三条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

1　荷受人が貨物の受取を拒んだ場合　その引渡先をおいて同居者、従業員又はこれに準ずる者

2　船舶、寄宿舎、旅館等や引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第二十四条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する貨物を留置することがあります。

荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の確否）

第二十五条　当店は、荷受人を確知することができない場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め荷送人の指定する者に貨物を引き渡します。

2　当店は、前項の規定により貨物の引渡しをもって荷受人に対する通知とします。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

4　当店は、第一項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、荷送人にその支払を請求します。

（引渡不能の貨物の売託）

第二十六条　当店は、第二十五条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求められた場合において、荷送人がその指図の内容が厳数又は大変質しやすいものであって、第二十一条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な価格で売却することがあります。

2　当店は、第一項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（事故の際の措置）

第二十七条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1　貨物の著しい減失、損傷その他の損害を発見したとき。

2　当店は、相当の期間、当該運送を中断することができないときは、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険貨物の処分）

第二十八条　当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることがあります。

2　前項の規定による通知及び明記の取卸し、破棄その他の処分に関して生じた費用は、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときまでの運賃、料金等とします。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（指図の確否）

第二十九条　当店は、荷送人の権利の行使に関し、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

（事故の際の措置）

第三十条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1　貨物の著しい減失、損傷その他の損害を発見したとき。

2　当店は、相当の期間、当該運送を中断することができないときは、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険貨物の処分）

第三十一条　当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることがあります。

2　前項の規定による通知及び明記の取卸し、破棄その他の処分に関して生じた費用は、すべて荷送人の負担とします。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（指図の確否）

第三十二条　当店は、荷送人の指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第四節　運賃、料金等

（運賃、料金等）

第三十三条　当店は、荷送人から、運送の引受の日以降において、燃料サーチャージを除く、及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受することがあります。

3　第一項の運賃、料金等について、他の一方に対し、荷送人又は当店の一方は、貨金水受又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不適当となったと認めるときは、当該減失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求します。

4　個人事業者として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とした運賃、料金等を収受します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十四条　当店は、運賃、料金等を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後清算します。

3　当店は、第一項の規定により運賃、料金等を収受するときまでに、荷送人から運賃、料金等を支払なかったときは、貨物を引き渡さないことがあります。

（延滞料）

第三十五条　当店は、運賃、料金等の額が確定しないときは、その貨物の引渡期間の満了から一月以内に限り、荷送人に対し、その賠償を請求することがあります。

2　前項の場合において、当店が、荷送人の責任により生じた損害について、荷送人に対し、その賠償を請求することがあります。

（中止手数料）

第三十六条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止事務費を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した運賃子宮日時の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りでありません。

2　前項の中止手数料は、次の各号によりとります。

一　運送引受書に記載した運賃子宮日時の前々日以降に中止の指図をしたとき当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二手数料を収受します。

2　保険料率その他運送保険に関する事項は、当店の申出により荷送人が承認したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

3　保険料率その他運送保険に関する事項は、当店の申出により荷送人が承認したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

（運送引受書に記載した運賃、料金等の二手数料を収受します。

パーセント以内）

二　運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内

三　運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

第七節　責任

（責任の始期）

第三十九条　当店は、貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（受取及び引渡し）

第四十条　当店は、貨物の受取から引渡しまでの間に生ずる貨物の滅失、損傷についての責任は、次の事項が発生した若しくは損傷を生じたときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（コンテナ貨物の責任）

第四十一条　前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であって当渡貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に当店に対し荷送人から貨物を受取ったときは、その貨物の滅失及び損傷についての責任は、次の事項が発生した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

1　荷送人が貨物を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（コンテナ貨物の責任）

第四十二条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第四十三条　当店は、特殊な管理を要する貨物の運送について、第四十二条第一項の規定に基づき特別の注意を払ったにもかかわらず、コンテナに詰められた貨物であって当渡貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に当店に対し荷送人から貨物を受取ったときは、その貨物の滅失及び損傷についての責任は、次の事項が発生した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

1　荷送人が貨物を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（責任の特別消滅事由）

第四十四条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第四十五条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第四十六条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第四十七条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第四十八条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第四十九条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第五十条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第五十一条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第五十二条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第五十三条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第五十四条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第五十五条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第五十六条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

（荷送人の責任）

第五十七条　当店は、貨物の特殊性を詰めるものの減失又は損傷についての責任は、荷送人が、当店に対し、その貨物の受取、運送、保管及び引渡しに関して、当店の責任により生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しをつかて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでありません。

第八節　連絡運輸

（連絡運輸）

第五十八条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

1　荷受人が貨物の受取を拒んだ場合　その引渡先をおいて同居者、従業員又はこれに準ずる者

2　船舶、寄宿舎、旅館等や引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第五十九条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する貨物を留置することがあります。

荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の確否）

第六十条　当店は、荷受人を確知することができない場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め荷送人の指定する者に貨物を引き渡します。

2　当店は、受取人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、受取人に対し、相当の期間を定め、その期間経過後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（荷送人に対する通知）

第六十一条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付を受けて、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）

第六十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第六十一条第二項の場合には、その貨物も供託します。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の売託）

第六十三条　当店は、第六十一条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求められた場合において、荷送人がその指図の内容が厳数又は大変質しやすいものであって、第六十一条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な価格で売却することがあります。

2　当店は、第一項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（事故の際の措置）

第六十四条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1　貨物の著しい減失、損傷その他の損害を発見したとき。

2　当店は、相当の期間、当該運送を中断することができないときは、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険貨物の処分）

第六十五条　当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることがあります。

2　前項の規定による通知及び明記の取卸し、破棄その他の処分に関して生じた費用は、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときまでの運賃、料金等とします。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（指図の確否）

第六十六条　当店は、荷送人の指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

第九節　責任

（責任の始期）

第六十七条　当店は、貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（受取及び引渡し）

第六十八条　当店は、運送申込書に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取ります。運送申込書に記載された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等による引き渡し）

第六十九条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

1　荷受人が貨物の受取を拒んだ場合　その引渡先をおいて同居者、従業員又はこれに準ずる者

2　船舶、寄宿舎、旅館等や引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第七十条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する貨物を留置することがあります。

荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の確否）

第七十一条　当店は、荷受人を確知することができない場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め荷送人の指定する者に貨物を引き渡します。

2　当店は、受取人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、受取人に対し、相当の期間を定め、その期間経過後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（荷送人に対する通知）

第七十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付を受けて、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）

第七十三条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第七十二条第二項の場合には、その貨物も供託します。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の売託）

第七十四条　当店は、第七十二条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求められた場合において、荷送人がその指図の内容が厳数又は大変質しやすいものであって、第七十一条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な価格で売却することがあります。

2　当店は、第一項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（事故の際の措置）

第七十五条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。

1　貨物の著しい減失、損傷その他の損害を発見したとき。

2　当店は、相当の期間、当該運送を中断することができないときは、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険貨物の処分）

第七十六条　当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることがあります。

2　前項の規定による通知及び明記の取卸し、破棄その他の処分に関して生じた費用は、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときまでの運賃、料金等とします。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（指図の確否）

第七十七条　当店は、荷送人の指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に通知します。

第十節　運送の拠点

（運送の拠点）

第七十八条　当店は、運送の拠点を定めています。

2　前項の運送の拠点は、当店の本店、支店、営業所、集配所、荷受人の住所、アパートその他建物建築物にあっては、その名称及び電話番号又は携帯電話番号、荷送人の住所、アパートその他建物建築物にあっては、その名称及び電話番号又は携帯電話番号、集配地、集配先及び配達先又は発送地及び到着地（以下「集配地」という。）の種類及び種別、集配先及び配達先又は発送地及び到着地の住所、アパートその他建物建築物にあっては、その名称及び電話番号又は携帯電話番号、集配地